

第11章 飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1節 食料の供給計画

地震時の被災者に対する食料の供給は、本計画の定めるところによる。

実施担当		実施内容
災害 対策 本部	総括班	1 非常用食料の備蓄及び管理 2 救援食料の要請に関する事
	避難支援班	1 非常用備蓄食料の収容避難所への搬送 2 避難者用食料等の物資の調達及び配布に関する事
	避難所運営班	1 収容避難所における食料の配布 2 必要食料の把握及び報告
市民、自主防災組織		1 地震発生後3日程度の非常持ち出し食料の備蓄に関する事 2 食料の配布に関する事への協力

1 食料供給の基本的方針

- (1) 市民は、自ら3日分の食料を備蓄し、災害時に活用することとする。
- (2) 避難支援班は、被災者に対する食料の供給を次の方法で行う。
 - ① 災害用備蓄食料
 - ② 流通備蓄食料
 - ③ 県、他市からの救援食料

2 供給対象者

- ① 収容避難所に収容された者
- ② 地震により被害を受け炊事のできない者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助作業に従事するもので、給食を行う必要のある者

3 食料の供給品目

地震時における救助用として、食料を次のとおり備蓄し、調達する。なお、被災者2日分相当量（うち1日は現物備蓄）を備蓄目標とする。

- (1) 大規模地震発生直後は備蓄非常食や乾パンを供給し、可能な限り早い段階で、衛生的に安定した食事を供給することとする。
- (2) 地震発生直後に市が当面の食料を確保するため、市内小売業者と協定を締結し、在庫食料を調達する。
- (3) 収容避難所内の組織体制が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。

食料の確保

確保の方法	食料の内容
備蓄	乾パン、非常食（アルファ米）
調達	米穀、パン、おにぎり、お茶等、弁当、育児用調整粉乳

4 食料の調達

- (1) 米穀

小規模の災害は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達するものとする。
また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、県知事を通

じて兵庫農政事務所に配給を要請するものとする。

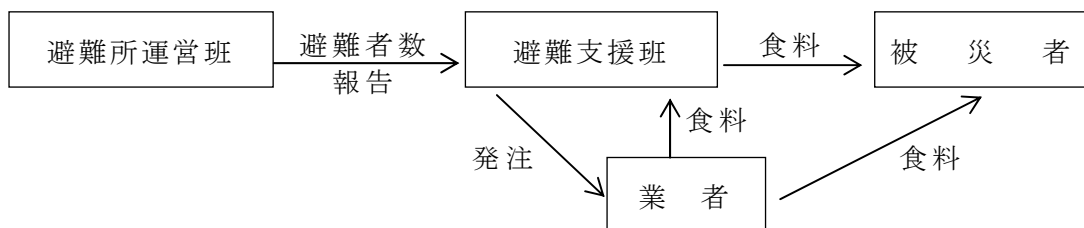
- (2) 乾パン
備蓄の乾パンで必要量をまかなうことができない場合、米穀の方法に準ずる。
- (3) パンの調達方法
必要に応じ市内のパン製造業者等に製造を依頼し、調達するものとする。
- (4) 育児用調整粉乳の調達方法
乳幼児のミルクは、市内の販売業者に依頼し、調達するものとする。
- (5) 備蓄食料等の利用
被災者等への食料の即時供給に備え、市役所本庁に備蓄している食料等を必要に応じて利用する。
- (6) 流通備蓄の利用
上記の関係業者のほか、地震時における食料等物資の供給協力に関する協定書による業者からも調達を行う。

5 供給方法

- (1) 収容避難所に収容された者に対するもの
避難所運営班は調達した食料を収容避難所ごとに責任者を通じて供給する。
- (2) り災者に対するもの
避難支援班は、調達した食料を直接に供給するか、あるいは小売販売業者又は取扱者を指定して行う。
- (3) その他災害対策要員等に対するもの
(1) に準じて行うものとする。

○ 供給経路

食料の調達から供給までの経路は、次のとおりである。



6 炊き出しの実施

大規模な地震災害においては、対象人数が多く、必要な設備や器具の準備にも時間を要するため、災害対策本部による早期の実施は不可能である。炊き出しは、主たる供給食料を補う副食であり、また被災者の自立の応援を目的として実施する。

- (1) 市の全域に被害が及ぶ地震の場合、災害の状況が落ち着き、炊き出しを行える体制が整い、かつ炊き出しを希望する収容避難所から実施する。
- (2) 炊き出し施設は、災害の状況に応じ、収容避難所に最も便利な場所に設置する。事前に希望する収容避難所を調査し、厨房設備の設置可否や調理の体制等について確認したうえで決定する。
- (3) 炊き出し要員は、原則として収容避難所単位で行い、状況により赤十字奉仕団その他各種団体に応援を依頼することがある。
- (4) 炊き出しの必要機材及び材料は、業者に委託し、人数分の材料をセットして実施する収容避難所に届ける。

第2節 飲料水の供給計画

地震による飲料水のご渴、汚染、給水施設の被害等により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最少限度必要な量の飲料水を供給し、り災者を保護する措置をとるものとする。地震発生時に飲料水を市民に供給する業務については、本計画の定めるところによる。

実施担当		実施内容
災害対策本部	総括班	被害状況及び収容避難所関連情報などを水道班へ報告
	水道班	1 水道施設の被害状況の把握に関すること 2 応急給水の実施に関すること
	広報・情報班	応急給水に関する広報の実施
市民、自主防災組織		応急給水の協力に関すること

1 地震発生直後の応急給水の実施

(1) 地震発生直後の情報の収集

地震発生直後は、以下の情報を収集集約して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策を立てる。

- ① 地震発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。(水源の確保)
- ② 市内断水エリアの把握
- ③ 応急給水資機材の被害状況
- ④ 収容避難所の開設状況及び避難者数及び必要給水量の把握
- ⑤ 道路等の被災状況の把握
- ⑥ 加古川大堰の被害状況
- ⑦ 加古川市教育委員会への照会(学校園の受水槽の被害状況)
- ⑧ 耐震性貯水槽の状況確認

(2) 給水用資機材の準備

水道班は、応急給水活動の実施に向けて、備蓄資機材を中心に、応急給水資機材の準備を行う。不足する応急給水用及び応急復旧用資機材については、加古川市管工事業協同組合、メーカー等から調達する。

(3) 応急給水の実施

① 応急給水計画の策定及び応急給水の実施

水道班は、以下の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。

② 給水所の設定

応急給水は、市が定めた収容避難所等を単位とした給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式とする。併せて耐震性貯水槽の利用も実施し、臨時給水所として利用する。水道施設の復旧とともに、消火栓等による臨時の給水所を設置する。

③ 給水所の周知

給水所を設置したときは、「給水所」と記載した掲示物により被災市民に周知する。

④ 医療機関への給水

後方医療機関となる医療施設、福祉施設等から要請があった場合は、給水車等により給水を行う。

⑤ 応援要請

本市の給水が、十分でない場合は、加古川市管工事業協同組合、他都市、関係機関（日水協兵庫県支部、加古川海上保安署、自衛隊等）等への応援を要請し、機材人員の導入を図るものとする。

2 応急復旧

応急復旧は、まず、取水、浄水施設の機能の確保を図り、次いで浄水場から主要給水所に至る送配水幹線の復旧並びに、収容避難所等の給水拠点に至る管路の復旧を最優先とし、配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

応急給水の目標水量

給水体制	期 間	1日あたり水量 (L/日)	水量の用途内訳
第1次給水 (混乱期)	災害発生から 3日間	3	生命維持のための最小限必要量
第2次給水 (復旧期)	4日目から10 日まで	3～20	調理、洗面等最低限生活に必要な 水量
	11日目から20 日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量
第3次給水 (復興期)	21日目から完 全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

第3節 生活必需品の供給計画

地震時に、市民に対して緊急物資等の安定供給を行い、市民生活の安定を図るための業務について定める。

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与は災害対策本部が実施する。

実施担当		実施内容
災害 対策 本部	総括班	救援物資の要請等
	避難支援班	備蓄物資の収容避難所までの搬送
	避難所運営班	1 収容避難所における物資の配布 2 必要物資の把握及び報告

2 生活必需品供給の方針

(1) 応急物資供給の対象者

- ① 収容避難所に収容された者
- ② 地震により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

3 衣料、生活必需品の給与又は貸与を受ける者

- (1) 地震により住家に被害を受けた者等であること。
被害の程度は、全焼、全壊、流失、半壊及び床上浸水である。
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

4 生活必需物資の種類

被服、寝具その他生活必需物資の品目は、概ね次のとおりである。

- (1) 寝具：毛布、布団等
- (2) 外衣：普通着、作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌着：シャツ、パンツ等
- (4) 身の回り品：タオル、手拭い等
- (5) 炊事道具：カセットコンロ、鍋、釜、包丁、バケツ等
- (6) 食器：茶わん、皿、はし等
- (7) 日用品：石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、おむつ、生理用品等
- (8) その他：マッチ、ローソク、プロパンガス、ブルーシート等

5 物資の調達及び輸送対策

- (1) 救助物資は、次により調達するものとする。ただし、県は、大規模地震が発生し、市町から要請があった場合若しくは必要と認める場合に緊急物資の供給、調達、あっせんを行う。

- ① 県救助物資、関係業者等よりの調達
- ② デパート、スーパー、大手小売よりの調達

「災害時における食料等物資の供給協力に関する協定」を締結するなど災害時における調達先を確保する。

資料：「4-7：緊急時における生活物資確保に関する協定」

「4-15：防災活動への協力に関する協定」

(2) 救助物資の輸送は、できるだけ物資調達先から災害対策本部長が指定する場所へ直送する。なお、輸送に要する車両は、必要に応じ関係機関の応援を求める。

(3) 班の編成

避難所運営班から送付された供給計画表により避難支援班長は迅速に物資供給にあたるものとする。班長は配給所毎に担当グループを編成し、供給場所毎に責任者（1名）を定め編成表を作成する。

6 生活必需品の供給方法

生活必需品の供給方法については、「第1節食料の供給計画」に準じる。